

小松市ドッグラン利用規約

令和 7 年 1 月 11 日 施行

本利用規約は、小松市ドッグランにおいて、動物の愛護と適正な飼養を通じて、人と動物の共生社会の実現と安全で快適なドッグラン利用環境を創出することを目的として定めるものです。

利用者同士が気持ちよくドッグランを利用できるよう、利用ルールや公共マナーを守り、仲良く譲り合ってご利用ください。また、近隣住民との相互理解を深めるためにも、一人ひとりが本利用規約を遵守し、ドッグラン内外でのマナー向上に努めてください。

1. 利用資格

小松市ドッグラン施設の、利用は無料です。

利用にあたっては、「小松市ドッグラン利用規約」の遵守した方が利用できます。

マナー、ご利用の規約をお守りいただけない場合は、退出していただく場合があります。

【人】

- (1) 犬を制御できない方の入場には、制御できる方の同伴が必要です。
- (2) 未就学児は入場できません。
- (3) 中学生以下（15 歳以下）の方は一人では利用できません。保護者の同伴が必要です。
- (4) 排泄物やごみは、飼い主が持ち帰って処理マナーを守ってください。
- (5) ベビーカー（犬用を含む）、携帯椅子などの持ち込みはできません。

【犬】

- (1) ドッグラン施設利用の際は、「狂犬病予防法」に基づく飼い犬の畜犬登録の際に交付された鑑札や、マイクロチップの登録証明書（環境省の指定登録機関のもの）を掲示できるようにしてください。
- (2) 「狂犬病予防法」及び「狂犬病予防法施行規則」に基づく狂犬病の予防注射を 毎年 1 回受けてください。
（獣医師から「狂犬病予防注射猶予証明書」を発行してもらった場合は、猶予証明書を掲示してもらう場合があります。）
- (3) 鑑札（プレート）もしくはマイクロチップの登録証明書と申請年度の注射済票（プレート）は、提示を求める場合もありますので、ご理解ください。
※混合ワクチンの接種もご検討ください。
- (4) 闘犬、噛み癖のある犬、発情期の雌（出血中及び出血が止まってから3週間）病気（体力の弱っている犬）及び皮膚病（感染の可能性のあるもの）の犬、畜犬登録をされていない犬、狂犬病予防注射が未接種の犬の利用はできません。

- (5) 犬だけのドッグラン施設の利用はできません。
- (6) 犬以外のペットの利用はできません。

2.利用時間

- (1) 日の出から日没まで
- (2) 利用時間の変更がある場合は、市ホームページやドッグラン施設等でお知らせします。
- (3) 大雨、強風等の荒天時や、災害発生時など管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります。また、緊急工事など公園等の維持管理や運営上やむを得ない場合、予告なしに閉鎖することがあります。

3.利用のエリア

- ドッグランは、「小型犬エリア」・「中・大型犬エリア」の2つのエリアに分かれています。
- (1) 体重 10 kg未満は小型犬エリア、10 kg以上は中・大型犬エリアの利用を推奨します。
 - (2) 小型犬エリア、中・大型犬エリアともに、利用者が制御できない犬は入場できません。
 - (3) 小型犬のエリアには大型犬・中型犬、大型犬・中型犬のエリアには小型犬は入場できません。
 - (3) 一人で同時に連れて入れる犬の頭数は2頭です。
 - (4) 各エリア間を移動する際は、一度退場し、再入場してください。

4.利用上の注意

- (1) 利用にあたっては、利用者同士がコミュニケーションをとり、マナーの向上に努めてください。公園管理者から指示を受けた場合は、それに従ってください。
- (2) 飼い主は、公園内では飼い犬に首輪をつけ、目を離さず、常に犬の行動を制御できる状態で利用してください。ドッグランでリードを離す前には、場内の雰囲気や犬を十分に慣れさせてください。
- (3) 怖がっている犬を追いかける、吠え続ける、他の犬にマウンティングをするなど、犬が興奮状態になった場合は速やかに制止させた後、施設外に出て犬を落ち着かせてください。
- (4) 遊び道具を使う場合は、他の利用者の方に必ず確認してください。
- (5) 犬が興奮状態になった場合は、リードをつけ一度外に連れ出すなどし、落ち着かせてください。
- (6) 犬の健康状態をよく観察し、元気がない場合、体調が悪い場合は施設を利用しないでください。

5. 禁止事項

- (1) 公園前面道路へ路上駐車や近隣の企業等の駐車場の無断利用
- (2) 近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為
- (3) 犬を連れていない方や犬以外のペットを連れての入場
- (4) 入口二重扉内でのノーリード及び伸縮リード使用、エリア内でリード着用のまま犬を放すこと
- (5) 入口二重扉を同時に開けること（※外へ出る人を優先とします）
- (6) 噛み癖があり攻撃性がある犬、他の人や犬に危害を加える恐れのある犬の入場
- (7) 施設内での飲食、飲酒、喫煙、餌やり（おやつ・ご褒美含む）
- (8) 犬の毛づくろい（ブラッシングなど）
- (9) 利用時の障害となるベビーカー（犬用を含む）、携帯イス、レジャーシート等の物の持ち込み
- (10) 排泄した糞、尿の放置
- (11) ゴミ、犬の糞、その他汚物等を公園のトイレや水洗に流す行為や、近隣住宅付近や道路等に放置する行為
- (12) 営利目的の利用や営業活動、政治活動、宗教活動、宣伝・勧誘、集会活動など
- (13) 場内を不当に占有することは禁止

6. 利用者の自己責任

- (1) 施設内で起きたトラブルは、当事者同士で解決してください。公園管理者や近隣住民はトラブル解決に関与できません。
- (2) 人・犬いずれにおいても事故・怪我・伝染性疾病や皮膚疾患、寄生虫感染等のすべてにおいて、利用者の責任であることを了承の上でご利用ください。
- (3) 公園管理者は、利用における事故やトラブルには、一切の責任を負いません。
- (4) 犬の状態（遊んでいる・怯えている等）や噛む程度に対する捉え方は人によって異なる場合がありますので、トラブルとなった場合には、当事者間で解決してください。

7. 規約の変更

必要に応じて規約を変更することがあります。